**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**28**年**10月号**

**雇用保険適用拡大について**

従来、雇い入れ時に65歳以上である労働者については雇用保険の適用除外とされており、

雇用保険加入対象となりませんでしたが、平成29年1月1日より、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となります。

**65歳以上への適用拡大**

**【概要】**

従来、雇い入れ時に65歳以上である労働者については雇用保険の適用除外とされており、

雇用保険加入対象となりませんでしたが、平成29年1月1日より、年齢に関わりなく雇用保険への加入が義務付けられます。つまり、65歳以上の労働者についても雇用保険の適用対象となります。

この改正による適用拡大に伴い、現行法において65歳以上の雇用保険被保険者については保険料を免除する措置が取られていましたが、**平成32年４月1日**で廃止され、全被保険者が保険料徴収の対象となります。

**【手続き上のポイント・留意点】**

①施行日以前に既に雇用され、雇用保険の被保険者となっていない労働者については、平成29年1月1日付けで新たに雇用されたものとみなし、雇用保険の加入をすることが出来る。

②通常『雇入れ日の属する月の翌月１０日まで』に被保険者取得届を安定所へ提出しなければなりませんが、上記のような**平成29年1月1日**取得の65歳以上の労働者については、

『翌月１０日まで』を**『平成29年3月31日まで』**と読み替えて届出をする。

③65歳以上で加入した被保険者が離職した場合の失業等給付は、在籍期間に応じ現行の高年齢求職者給付金制度が適用されます。

**振替休日と割増賃金の取扱い**

**＜振替休日はいつまでに与えるべきか＞**

　振替休日については、労働基準法上の明文規定がないため、『いつまでに振替休日を与えればよいか』というご質問をよく頂きます。労働基準法35条に、法定休日についての規定がありますが、その中において、法定休日は下記２通りによって与えるものとされています。

①週に1日の休日

②４週間に４日の休日

法定休日を労働日とする場合にのみ、振替休日・代休の問題が発生するため、振替休日についてもこの規定に従うこととなります。よって、少なくとも４週間に４日の休日が確保される範囲内で休日を振り替えるべきです。

　また、“４週間に４日”の意味は、どの４週間を区切っても４日の休日があるという意味ではありませんので、会社ごとに４週間の起算日を決定していただく必要があります。また、就業規則に休日の振替の手続きを定め、起算日を明記しておくことが望ましいでしょう。

　**＜振替労働日が時間外となる場合の割増率＞**

　　　法定休日を振替えた場合の振替労働日を含む週の労働時間が、法定労働時間を越える場合、割増賃金の支払いが必要となります。例えば、1日8時間、１週40時間の事業所が法定休日を振替労働日とした場合、週の労働時間が48時間となります。休日を振り替えているため、休日労働の3割5分の割増賃金は必要となりませんが、2割5分（通常時間外）の割増賃金は必要となります。休日を振り替えることによって、時間外の割増賃金が免除されるわけではないため、休日の原則と、労働時間・割増賃金の問題を分けて考えることが必要となります。

**―　注目の助成金**

三年以内既卒者等採用定着奨励金

　概要

　　学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。

　奨励金の対象者

①学校（小学校および幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者

②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

受給額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業区分 | 対象者（コース名） | 1人目 | ２人目 |
| 1年定着後 | 2年定着後 | 3年定着後 | 1年定着後 | 2年定着後 | 3年定着後 |
| 中小企業 | 既卒者等コース | **50万円** | **10万円** | **10万円** | **15万円** | **15万円** | **15万円** |
| 高校中退者コース | **60万円** | **10万円** | **10万円** | **15万円** | **15万円** | **15万円** |
| それ以外の企業 | 既卒者等コース | **35万円** | **―** | **―** | **―** | **―** | **―** |
| 高校中退者コース | **40万円** | **―** | **―** | **―** | **―** | **―** |

申請の流れ

(1) 新卒求人の申込又は募集　⇒　(2) 採用選考　⇒　(3) 対象者の雇入れ

⇒　(4) 第１期支給申請　⇒　(5) 第2期支給申請　⇒　(6) 第3期支給申請

**お問い合わせは当事務所まで！**